

# 相・続・通・信 第41号



相続手続支援センター® 平成30年5月

HP も是非ご覧ください！

相続手続 飯田

検索



↑「相続手続」飯田で検索！



## 飯田店

〒395-0152

飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

## 松本駅前店

〒390-0816

松本市中条 1 番 14 号

☎ : 0120-97-3713

## 長野駅前店

〒380-0921

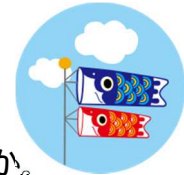
長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

( 今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。 )

～大切なご家族を争続に巻き込まない為に～

## 遺言作成セミナー 開催！



穏やかで過ごしやすい季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。本日は平成30年第2弾セミナーのご案内をさせていただきます。相続手続支援センターでは、下記日程で「遺言作成セミナー」を開催致します。

「遺言」と聞くと、「亡くなる直前に書くもの」「お金持ちが書くもの」など、様々なイメージがあたりではないでしょうか。ところが、時代の変化、様々な法改正の影響で、現代では遺言はどなた様にも必要なアイテムへと変化してきました。現代における遺言の必要性や作成方法などを、実際の事例を交えて詳しくお話致します。

ご興味のある方、ご自分の財産はご自分で整理されたい方など、どなた様でもお越し頂けます。セミナー参加費は無料ですが、予約制となっております。ご参加頂ける方は、飯田店（フリーダイヤル：0120-13-6415）までご連絡下さい。なお、今回は小規模セミナーを予定しております。ご参加希望の方はお早めにご連絡下さい。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

平成30年5月17日(木)

時間 10:00～11:30 (開場:9:30)

会場 りんご庁舎 3階 第1会議室  
(飯田市本町1丁目15番地)

講師 藤木 茜  
(相続手続支援センター 相談員)

参加費 無料

定員 20名様(要予約)

下記に該当する方！是非ご参加ください！

- 遺言に興味のある方
- お子様が2人以上いらっしゃる方
- お子様がいらっしゃらない方
- 離婚・再婚などでご家族関係が複雑な方
- 主な財産が不動産という方
- 事業を承継させたい方

## 休日無料相談会のお知らせ

相続手続支援センターでは、下記日程で休日無料相談会を開催致します。

生前対策や相続に関するご質問やご不安ごとを相談員がお伺いします。

平日お仕事で忙しい方、ご家族と一緒に乗り越えたい方、

この機会にぜひお越し下さい！！ 1日に承れる人数に限りがございます。

4月28日(土) 5月3日(祝) 5月19日(土)

【会場】相続手続支援センター 飯田店

飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

【ご予約】☎ : 0120-13-6415 までご連絡下さい。

前日迄にご予約が無い場合実施いたしません。必ず前日迄にご連絡ください。



## ～相続の現場から～

## へそくりにも課税！？ 名義預金に注意

相続が発生すると亡くなった方（＝被相続人）の財産総額を把握することから始まります。不動産や預貯金、株式や自動車まで被相続人名義のものはすべて被相続人の財産とされます。被相続人名義のものが財産といわれるのは当然ですが、名義が違っていても被相続人の財産となるもの、それが『名義預金』と呼ばれるものです。

具体的には子や孫の名前で被相続人が積み立てていた預貯金のことです。名義は子や孫になっていますが、資金の出所は被相続人となると、名義が違っただけで被相続人の預貯金ということになります。株や保険についても同様です。「誰からの原資か」が重要となります。

この名義預金、名義人の財産だと勘違いしている相続人が多く、相続財産から漏れやすいため相続税の税務調査で指摘されるのはほとんどが名義預金だと言われています。

では、『名義預金』と言われないためにはどうすれば良いのでしょうか？

生前に贈与として贈与契約書を交わし、110万円以上の場合は贈与税申告をする  
名義人が通帳やカード、印鑑を管理し、いつでも自由に使えるようにする

贈与は双方の意思「あげます・もらいます」で成立します。贈与を成立させて名義人がその預金の存在を把握し、いつでも自由に使える状態にすれば名義預金ではなくなります。

専業主婦の奥様が生活費をコツコツ貯めた、いわゆる『へそくり』はどうでしょう？誰からの原資かという点が重要になっているためご主人が稼いだお金はご主人の財産となります。また、へそくりはご主人に内緒で貯めていることが多く、内緒というのが贈与とはならず結果、ご主人の名義預金とされてしまうことがあるそうです。ご主人から奥様へ自由に使えるお小遣いをあげること（＝贈与）が一番の名義預金対策になると言えそうです。

## 相続“豆”知識



### 民法上と税法上の「相続財産」とは？

相続が開始するとまずは被相続人の財産の洗い出しをします。

どのような財産がどれくらいあるのか、はっきりさせてから相続人全員で遺産分割の協議をしたり、相続税の税額を確定させたりします。その際に相続財産に含めるのか含めないのかは、実は民法上と税法上で範囲が違うのです。

例えば「死亡保険金」。民法上では「受取人固有の財産」とされ相続財産には含まれませんが、税法上では「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。また「生前贈与」に関しては、税法上は3年以上前のものは相続財産に含まれませんが、民法上ではかなり前のものも相続財産に含めたうえで遺産分割の協議をします。そして「葬儀費用」。こちらは税法上では債務として相続財産から控除が出来ますが、民法上は相続財産から控除が出来ないのです。

このように民法上と税法上で「相続財産」の範囲が違いますので遺産分割の時や、遺言書を作成する際には注意が必要です。